

横浜市優良工事表彰要綱

制 定 平成19年3月29日都公第731号（局長決裁）

最近改正 平成28年4月1日財公第57号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市が発注した工事を施工した請負人及び現場代理人のうち成績が優秀なものを表彰するために必要な事項を定めることによって、その技術及び意欲の向上を図り、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 請負人 本市が発注した工事の請負人で、建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。
- (3) 現場代理人 本市が発注した工事の工事請負契約約款第11条に定める現場代理人をいう。
- (4) 工事成績評定点 横浜市請負工事検査事務取扱要綱第5条第4項に定める工事成績評定書（第5号様式）の評定点合計をいう。

（表彰の区分）

第3条 表彰は次の区分により行うものとする。

- (1) 施工会社表彰 本市が発注した工事を優秀な成績で施工した請負人を表彰する。
- (2) 現場責任者表彰 本市が発注した工事を優秀な成績で施工した現場代理人を表彰する。

（表彰の方法）

第4条 表彰は市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰は土木・造園部門、設備部門、建築部門ごとに行う。
- 3 表彰には副賞を添えることができる。
- 4 表彰は、毎年度1回行う。

（表彰審査の対象となる工事）

第5条 表彰審査の対象となる工事は、本市が発注した工事のうち、表彰年度の前年度に完成した工事で、当初契約時の請負金額が500万円以上のものとする。なお、横浜市契約事務委任規則第4条4項2号に定める「災害の発生等により緊急に締結する必要がある工事」を除く。

（表彰の基準）

第6条 表彰は、表彰審査の対象となる工事を施工した請負人及び現場代理人のうち、次の各号のいずれかに該当し、他の模範とするに足るものに対して行う。

- (1) 施工会社表彰は、複数の工事を受注し、工事成績評定点の平均点が上位の請負人（以下「平均成績優良施工会社」という。）と工事ごとの工事成績評定点が上位の請負人（以下「成績優良施工会社」という。）をそれぞれにより選定する。

- (2) 「平均成績優良施工会社」は、複数の対象工事を受注した請負人のうち、工事成績評定点の平均点が上位5%の施工会社とする。
- (3) 「成績優良施工会社」は、工事単体の工事成績評定点の上位工事を「平均成績優良施工会社」の数と同数選定する。なお、成績優良施工会社において複数の工事が選定された請負人及び前号の平均成績優良施工会社と重複して選定された請負人については、重複して表彰しない。その場合、繰り上げての選定は行わない。
- (4) 現場責任者表彰の対象者は、工事ごとの工事成績評定点が上位2%の工事を選定し、それぞれの工事を担当した現場代理人とする。ただし、工事完成結果通知書（横浜市請負工事検査事務取扱要綱第7号様式）において、施工体制及び施工状況が一定の水準に達しないものを除く。なお、選定する現場代理人は各工事から1名とする。

（欠格事項）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 前年度の表彰日から当該年度の表彰日前日までに、横浜市指名停止等措置要綱による指名停止の措置（以下「指名停止」という。）を受けた期間がかかる請負人。ただし、軽微な事由による指名停止（横浜市指名停止等措置要綱第9条第1項に定めるもの）の場合は、その開始日がかかる請負人。
- (2) 表彰審査の対象となる工事のうち、いずれかの工事により指名停止を受けた請負人及び当該工事の現場代理人。
- (3) 表彰審査の対象となる工事のうち、いずれかの工事の工事成績評定点が70点未満の請負人及び当該工事の現場代理人。
- (4) 審査委員会で表彰することが不相当と判断したもの。

（審査委員会）

第8条 被表彰者を決定するにあたり、その適否について審査するための審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は技監とし、委員は別表1に定める職にあるものをもって充てる。

（審査資料等）

第9条 表彰候補者の選定を行うため、工事を担当した局の長は、次の各号のとおり、審査資料等を審査委員会委員長へ提出するものとする。

- (1) 表彰候補者の選定を行うため、表彰審査の対象となる工事について、工事成績等報告書（様式-1）を審査委員会委員長へ提出するものとする。
- (2) 第6条で規定するもののほか、表彰にふさわしいものとして表彰候補者を推薦する場合は、優良工事表彰推薦調書（施工会社表彰）（様式-2）、又は優良工事表彰推薦調書（現場責任者表彰）（様式-3）を審査委員会委員長へ提出するものとする。
- (3) 社会保険加入促進の取組に非協力的等、表彰にふさわしくない請負人および現場責任者については、優良工事表彰不適格調書（様式-4）を審査委員会委員長へ提出できるものとする。

(部会)

第10条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、部会を置く。

- 2 部会は部門ごとに土木・造園部会、設備部会及び建築部会とし、それぞれ部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は別表2に定める職にあるものをもって充てる。
- 4 各部会は工事を担当した局の長から提出された審査資料等に基づき、表彰候補者を選定する。
- 5 各部会は、表彰候補者を選定するにあたり、必要に応じて、工事監督員、検査員等関係者の意見を聴取することができる。
- 6 各部会は、表彰候補者名簿を作成し、委員会に提出する。

(被表彰者の報告)

第11条 委員長は、委員会にて決定した被表彰者を市長に報告する。

(表彰者名簿)

第12条 委員長は、表彰者名簿を作成し、関係部署に通知するものとする。

- 2 表彰後に発覚した事実によって表彰対象者に該当しなくなった場合は、表彰者名簿より削除する。

(事務局)

第13条 委員会及び部会の事務を処理するために、事務局を設ける。

- 2 委員会の事務局は、財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課に置く。
- 3 部会の事務局は、土木・造園部会については道路局計画調整部技術監理課に、設備部会については環境創造局政策調整部技術監理課に、建築部会については建築局公共建築部営繕企画課にそれぞれ置く。

(実施要領)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(横浜市優良工事請負業者表彰要綱の廃止)

- 2 横浜市優良工事請負業者表彰要綱(昭和56年1月10日施行)は、平成19年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 審査委員会

委員長	技 監
委 員	財政局長
	環境創造局長
	資源循環局長
	建築局長
	都市整備局長
	道路局長
	港湾局長
	水道局長
	交通局長
	委員長が指定する区長
	財政局 公共施設・事業調整室長

別表2 部会

【土木・造園部会】

部会長	道路局 計画調整部長
副部会長	財政局 公共施設・事業調整室 公共施設・事業調整課担当課長
部会員	財政局 契約部 契約第一課長
	環境創造局 政策調整部 技術監理課長
	環境創造局 公園緑地部 公園緑地整備課長
	建築局 公共建築部 施設整備課長
	都市整備局 市街地整備部 市街地整備調整課長
	道路局 計画調整部 技術監理課長
	港湾局 建設保全部 建設第一課長
	水道局 施設部 技術監理課長
	交通局 工務部 施設課長
	委員長が指定する区土木事務所副所長

【設備部会】

部会長	環境創造局 政策調整部長
副部会長	財政局 公共施設・事業調整室 公共施設・事業調整課担当課長
部会員	財政局 契約部 契約第一課長
	環境創造局 政策調整部 技術監理課長
	環境創造局 下水道施設部 下水道設備課長
	資源循環局 適正処理計画部 施設課施設計画担当課長
	建築局 公共建築部 電気設備課長
	建築局 公共建築部 機械設備課長
	都市整備局 市街地整備部 市街地整備調整課長
	港湾局 建設保全部 保全管理課長
	水道局 浄水部 設備課長
	交通局 技術管理部 車両課長

【建築部会】

部会長	建築局 公共建築部長
副部会長	財政局 公共施設・事業調整室 公共施設・事業調整課担当課長
部会員	財政局 契約部 契約第一課長
	資源循環局 適正処理計画部 施設課施設計画担当課長
	建築局 公共建築部 営繕企画課技術管理担当課長
	建築局 公共建築部 施設整備課長
	建築局 公共建築部 施設整備課担当課長
	都市整備局 市街地整備部 市街地整備調整課長
	港湾局 建設保全部 保全管理課長
	水道局 施設部 建設課長
交通局 工務部 建築課長	

〇〇 第 号
平成 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

平成〇〇年度工事成績等報告書について(回答)

横浜市優良工事表彰要綱第9条の規定により、次のとおり提出します。

表彰対象工事(500万円以上)

部 門	工事数(件)	備 考
土木・造園		
設 備		
建 築		
合 計		

内訳：(別紙)平成〇〇年度完成工事一覧

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :

〇〇 第 号
平成 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

平成〇〇年度優良工事表彰推薦調書(施工会社表彰)

横浜市優良工事表彰要綱第9条の規定により、次のとおり推薦します。

業者コード		部会区分	
商号又は 名 称	(ふりがな)	代 表 者 氏 名	(ふりがな)
所 在 地	Tel :		
工 事 名			
契約金額	千円	工事評点	
推薦理由 ※根拠資料別添	実施要領第12条(1)(2)(3)(4) に該当		
指名停止の確 認	【YCAN】契約第一課の「指名停止等一覧」に記載が ある ・ ない (「ある」の場合は、推薦を受けられないことがあります。)		

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :

〇〇 第 号
平成 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

平成〇〇年度優良工事表彰推薦調書(現場責任者表彰)

横浜市優良工事表彰要綱第9条の規定により、次のとおり推薦します。

業者コード		部会区分	
商号又は 名称	(ふりがな)	代表者 氏名	(ふりがな)
所在地	Tel :		
現場代理人 氏名	(ふりがな)		
工事名			
契約金額	千円	工事評点	
推薦理由 ※根拠資料別添	実施要領第13条(1)(2)(3)(4)(5)(6) に該当		
指名停止の確 認	【YCAN】契約第一課の「指名停止等一覧」に記載が ある ・ ない (「ある」の場合は、推薦を受けられないことがあります。)		

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :

〇〇 第 号
平成 年 月 日

横浜市優良工事表彰
審査委員会委員長

〇〇区・局長

平成〇〇年度優良工事表彰不適格調書

横浜市優良工事表彰要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

業者コード		部会区分	
商号又は 名 称	(ふりがな)	代 表 者 氏 名	(ふりがな)
所 在 地	Tel :		
現場代理人 氏 名	(ふりがな)		
工 事 名			
契約金額	千円	工事評点	
理 由 ※根拠資料別添			

《問い合わせ先》 所 属
電 話
氏 名
E-mail :